

	<p>(公財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル 2 F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
--	---

英国「2014 年水法」の成立

(はじめに)

英国の水市場の改革を目指す「水法案 (Water Bill)」の動向については、水道ホットニュース第 397-2 号 (平成 26 年 1 月 10 日) ~ 第 400-2 号 (平成 26 年 1 月 31 日) において「英国・水法案について (1~4)」と題して、『英国政府は 2013 年 6 月 27 日、英国議会下院 (House of Commons) に「水法案 (Water Bill)」を提出しました。その後、水法案は、2013 年 11 月 25 日に第 2 読会での討論がなされ、2013 年 12 月 17 日に下院委員会審査を終了しました。法案は、2014 年 1 月 6 日に下院「報告段階 (Report stage)」及び下院「第 3 読会」に進む予定です。(2013 年 12 月末時点)』と紹介しました。

その後の英国議会の審議を経て、水法案は 2014 年 5 月 14 日に国王の裁可 (Royal Assent) が下され、「2014 年水法 (Water Act 2014)」として成立しました。

英国政府によれば、この新たな法律は、商業、公共団体及び公共セクターの顧客が 2017 年から水供給事業者を切り替える自由を有することを意味し、また、数十万の家庭が 2015 年から手頃な価格で洪水保険を利用できるようにするものです。この新たな法律は水道市場における競争を拡大するものであり、また、商業及び経済に真の利益をもたらすものであり、この法律に基づく他の水市場改革と併せ、今後 30 年にわたって 20 億ポンド規模の経済を成長させるものとなるとのことです。

(注) 1 ポンド=170 円として、20 億ポンド=3,400 億円

(出典) Water Act gains Royal Assent

<https://www.gov.uk/government/news/water-act-gains-royal-assent>

以下に、2014 年水法の概要を紹介することとします。

(出典) Reforming the water industry to increase competition and protect the environment

<https://www.gov.uk/government/policies/reforming-the-water-industry-to-increase-competition-and-protect-the-environment/supporting-pages/reform-of-the-water-market-the-new-water-bill>

1. 水市場の改革—2014 年水法

2014 年水法は、2014 年 5 月 14 日に国王の裁可が下された。

本法の目的は、次のとおりである。

- *水道産業がより革新的で顧客に対してより敏感になるとともに、渇水や洪水などの自然災害に対する水供給の強靭性を高めるため、水道産業を改革する。
- *洪水リスクの高い家庭を対象に保険の利用及び費用負担を可能とするとともに、長期的には自由市場に円滑に移行することができるように、方策を進める。

2. 水法の規定

水セクターに対する主要な方策は、以下のとおりである。

- *イングランドの全ての商業、公共団体及び公共セクターの顧客が、上下水道事業者を切り替えるこ

とを可能とする。

- *スコットランドとの領域を超えた取り決めを設ける。
- *事業者が新規水源又は下水処理サービスを提供することを可能とする。
- *水道会社が相互に水を売買することをより容易に行えるようにして、国内の水供給ネットワークを展開する。
- *小規模な貯水の所有者が公共水道に余剰水を売却することを可能とする。
- *水道会社が渇水に対処するために計画する必要があるレベルを大臣が設定することを可能とする。
- *開発業者及び新規の水道又は下水道会社が新たなビル開発に対して水道管及び下水道システムに接続することを可能とする。
- *上下水道事業者の合併に関する規制を改善する。
- *Ofwatによる水道産業規制を改善するため、全般に関わる新たな義務を規定し、長期の強靱性及び変化に対するOfwatの責任を従来よりも大きくする。

3. その他の方策

2014年水法には、以下の方策も含まれている。

- *持続可能な取水を回復するための方策を規定する。
- *水資源管理及び渇水計画策定を取り扱う方法を改善する。
- *環境許可の枠組みを合理化するための権限を規定し、複数許可ではなく、取水及び貯水、魚道及び洪水防御承諾のための許可スキームを包括した単一の許可を事業者が申請することを可能とする。
- *「持続可能な排水システム (SuDS : Sustainable Drainage Systems)」の構築及び維持が下水事業者の役割となりうることを明確にし、「持続可能な排水システム」の使用を奨励する。
- *内陸排水委員会 (Internal Drainage Boards) の統治に関する官僚主義を弱める。
- *主要河川のマップを維持する責務を「環境庁 (Environment Agency)」及び「天然資源ウェールズ (Natural Resources Wales)」に移管する。

(文責) センター専務理事

安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー (第58号以降) は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h25.html>

国・地域別の水道情報 http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html

耐震化関連の情報 http://www.jwrc-net.or.jp/taishin-corner/taishin_hotnews.html